

平成24年度 高次脳機能障害支援普及事業 公開シンポジウム

シンポジウムⅠ 就学・修学支援について

「高次脳機能障害の児童生徒への支援の在り方等について」

平成25年2月22日（金）

文部科学省特別支援教育課

課長補佐（併）発達障害支援専門官

三輪 善英

1. 高次脳機能障害の児童生徒への支援について

2. 今後の特別支援教育の在り方について

国における取組

- ① 国立特別支援教育総合研究所「特別支援教育専門研修」
- ② 支援冊子での紹介 など

(記述例)

○ 高次脳機能への影響

- … ・ 新しい出来事を思い出すことが困難になる
- ・ 読んだり聞いたりする言葉を理解したりその単語を言うことが難しい
- ・ 何かをしようとしても集中が困難になる
- ・ 意欲が低下したり感情が不安定になったりする
- ・ 計画に沿った行動ができづらくなる

など

¹ **高次脳機能障害**： 脳血管障害や交通事故等の脳外傷等による脳の後遺障害。失語症や記憶障害，注意障害，遂行機能障害等，脳の損傷部位によって症状は様々です。外見から見ても分かりにくく，本人も自覚していないことが多く，隠れた障害や見えざる障害とも言われています。

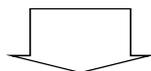
国における特別支援教育の動向

平成22年 7月13日 中央教育審議会 初等中等教育分科会
「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」設置

平成24年 6月 8日 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」(第19回)

7月13日 中央教育審議会 初等中等教育分科会

7月23日 中央教育審議会 総会



報告

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」

公表

1. 共生社会の形成に向けて
2. 就学相談・就学先決定の在り方について
3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

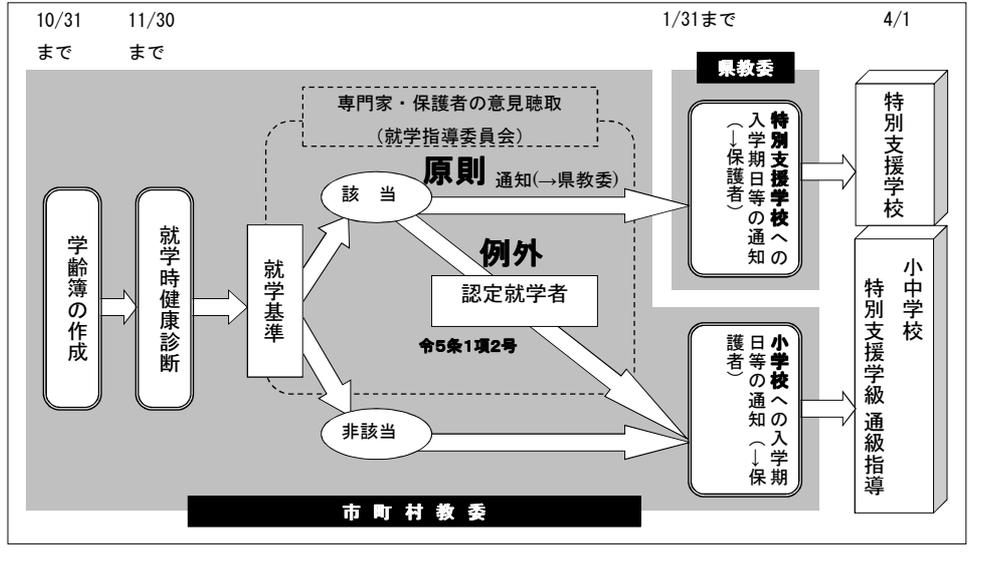
- 就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。

その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

- 就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、児童生徒のそれぞれの発達
の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の
共通理解とすることが重要である。

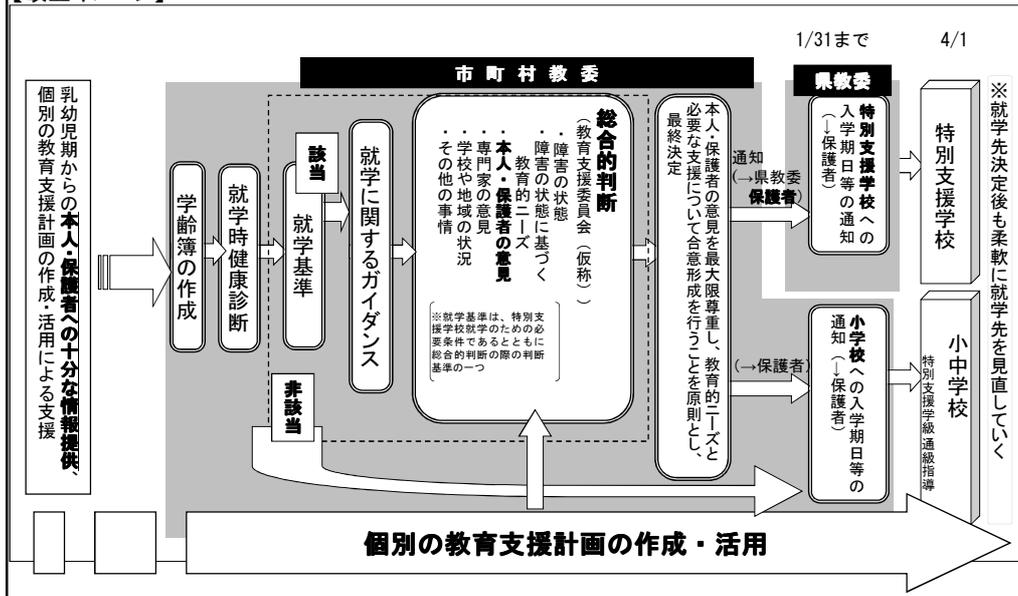
障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【現在の手続】



障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正イメージ】



「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

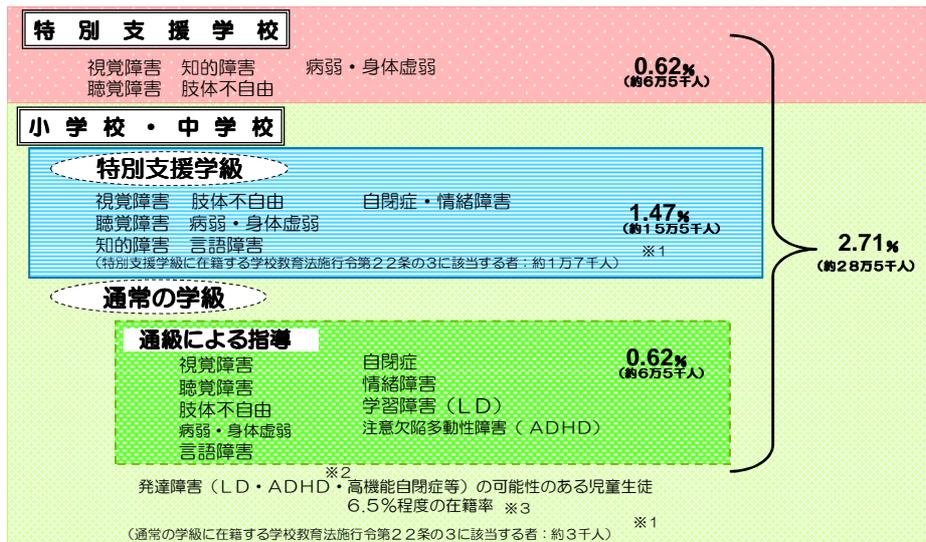
- インクルーシブ教育システム構築のためには、特に、小・中学校における教育内容・方法を改善していく必要がある。

教育内容の改善としては、障害者理解を進めるための交流及び共同学習の充実を図っていくことや通常の学級で学ぶ障害のある児童生徒一人一人に応じた指導・評価の在り方について検討する必要がある。

また、教育方法の改善としては、障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も、さらには、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある児童生徒にも、効果的な指導の在り方を検討していく必要がある。

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

義務教育段階の全児童生徒数 1055万人



※1 平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。

また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。

※2 LD (Learning Disabilities) : 学習障害、ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害

※3 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

(※3を除く数値は平成23年5月1日現在)

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」

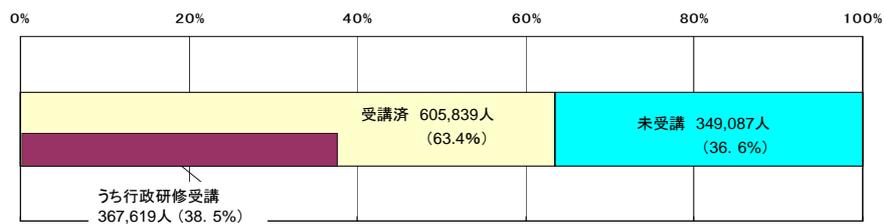
5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

- インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。
- 教員の資質を向上させるために重視すべきは、校長等の管理職の資質向上を図ることである。管理職の特別支援教育に関する認識、マネジメント力、リーダーシップの発揮が重要であり、これらに資する研修が実施されるべきである。
- 都道府県や市町村における特別支援教育に関する研修をすべての教職員を対象として実施することが重要である。そのため、教育委員会が主催する研修の実施に当たっては、教職員が研修を受けやすい環境づくりを行うことが必要である。また、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましい。

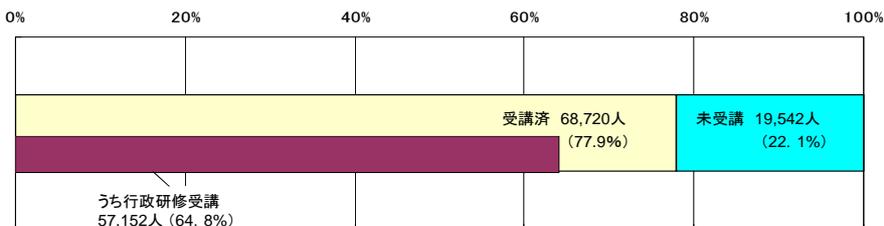
1. 特別支援教育の現状

～特別支援教育に関する教員研修の受講状況(平成23年9月1日現在)～

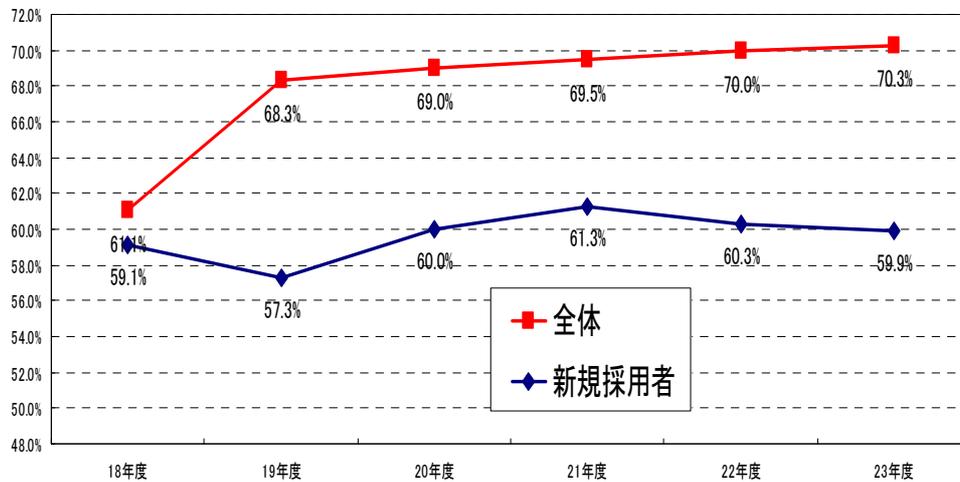
①国公立計・幼小中高計・教員研修受講率—全国集計グラフ(平成23年度)



②国公立計・幼小中高計・管理職研修受講率—全国集計グラフ(平成23年度)



データ①: 特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較



※ 平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。

※ 平成19年度～23年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

データ②: 特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
小学校	32.7%	34.2%	33.8%	33.3%	33.0%	32.8%
中学校	26.4%	28.6%	28.0%	27.9%	27.4%	27.0%
合計	30.8%	32.4%	32.0%	31.6%	31.3%	31.0%

(都道府県別の、公立小・中における保有率 最高:65.6%、最低:17.0%)

○インクルーシブ教育システム構築事業 平成25年度予算額(案) 1,385百万円(新規)

改正障害者基本法の趣旨等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、特別支援教育の専門支援人材の配置・活用等を推進しつつ、早期からの教育相談・支援体制の構築、幼稚園、小・中学校、高等学校における合理的配慮の充実及び拠点地域・学校における調査研究、高等学校の特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築に関するデータベースの整備、合理的配慮の関連知識の習得及び情報共有を図るためのセミナー開催等を行う。さらに、医療的ケアのための看護師配置、就学奨励費の支給対象の拡大を行う。

就学期以前	小・中学校	高等学校
<p>◆早期からの教育相談・支援体制の構築 (16地域・早期支援コーディネーター約50人の配置)</p> <p>・特別な支援が必要となる可能性のある子ども及びその保護者に対し、早期から情報提供や相談会の実施等に取り組み、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育 福祉 保健 医療 <p>早期支援コーディネーター <実践イメージ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○早期からの情報提供 ○相談会の実施 ○就学移行期等の支援 </div> <div style="width: 45%;"> <p>都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連携協議会の開催 ○専門的な助言、研修 </div> </div> <p style="text-align: center;">保護者・子ども → 円滑な就学</p>	<p>◆インクルーシブ教育システム構築モデル事業 (24地域・合理的配慮協力員約120人の配置)</p> <p>・幼・小・中・高におけるインクルーシブ教育システム(通級による指導等の活用を含む)の実現に向けた合理的配慮の調査研究を実施。</p> <p>・小・中において、インクルーシブ教育システムを特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。</p> <p>・特別支援学校と小・中・高において、インクルーシブ教育システムを特別支援学校と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。</p> <p>・インクルーシブ教育システムを域内(市町村又は複数の市町村)の教育資源(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)を活用する形で追求する。</p> <p style="text-align: center;">↓ 取組の収集・蓄積</p> <p>◆インクルーシブ教育システム構築データベース(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)</p> <p>・合理的配慮を確保しつつ、インクルーシブ教育システムに先導的な取組を実施している拠点地域・学校での取組についてデータベースを整備し、普及促進と共有化を図る。</p> <p>◆「合理的配慮」普及啓発セミナーの開催(文部科学省・6ブロックで実施)</p> <p>・市町村教育委員会や学校関係者に対して、合理的配慮に関する関連知識の習得と情報共有による、就学事務の円滑化を図るため、セミナー等を開催。</p>	
<p>◆就学奨励費の支給対象拡大</p>	<p>・就学奨励費の支給対象を拡大し、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒(約2,800人)の就学を支援する。</p>	
<p>◆医療的ケアのための看護師配置(約330人)</p>	<p>・特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする子どもに対応するため看護師を配置する。</p>	
<p>◆特別支援学校機能強化モデル事業 (12地域・ST,OT,PT,心理学の専門家等約360人の配置)</p>	<p>・複数の特別支援学校が連携し、機能別等の役割分担をしながらセンター的機能の機能強化を図る。都道府県・指定都市教育委員会は、そのために必要な専門家(ST,OT,PT,心理学の専門家等)を特別支援学校等に派遣する。また、キャリア・職業教育、ICT・AT活用など今日的課題への対応も行う。</p> <p>・視覚障害、聴覚障害、病弱・身体虚弱について、各県ごとの教育資源が少数しか存在しないことから、広域的な取組を促すことにより、専門性向上も含めた体制整備を促進する。</p>	

特別支援学校(幼稚園部・小学部・中学部・高等部)

平成24年度特別支援教育支援員の地方財政措置額について

【24年度措置額：約476億円(23年度措置額：約443億円)】

「特別支援教育支援員」は、幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、児童生徒の健康・安全確保、周囲の児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費(拡充)

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	平成24年度	平成23年度
幼稚園【拡充】	約4,500人	約4,300人
小・中学校【拡充】	約36,500人	約34,000人
高等学校	約500人	約500人
合計	約41,500人 (事業費:約476億円)	約38,800人 (事業費:約443億円)